



# 令和6年中の県内の交通事故 死者数は24人、対前年比10人の減少

県警察本部

山形県警察本部は、令和6年中の県内の交通事故発生状況について公表しました。

それによると、発生件数は2,457件で前年比323件(11.6%)の減少、負傷者数は2,927人で同368人(11.2%)の減少、死者数は24人で同10人(29.4%)の減少となっています。

歳以上の高齢者は17人(前年同数)で全体の7割を占め、17人中、歩行者が2人、自転車乗車中が2人でした。

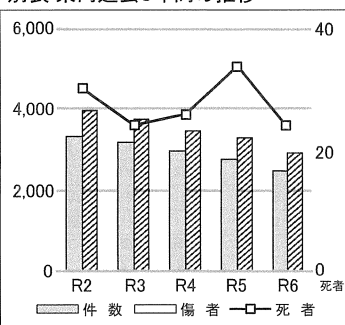
事故類型別では、車両単独が10人(前年同数)、人対車両が5人(同9人の減少)、車両相互が9人(同1人の減少)となっており、

ドライバー別では、高齢ドライバーが第1当事者となったものが10人で前年比2人の減少となりますが、青年ドライバー1人に対して10倍となっています。

県内の過去5年間の発生状況の推移は別表のとおり、発生件数及び負傷者数は減少傾向が続いており、死者数については3年ぶりに減少しました。

死者数24人のうち、65歳以上の高齢者は1,513人で、全体の56.8%を占めています。

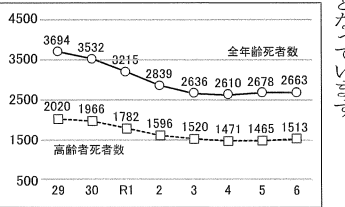
別表 県内過去5年間の推移



	R2	R3	R4	R5	R6
件数	3,328	3,184	2,970	2,780	2,457
傷者	3,975	3,760	3,460	3,295	2,927
死者	30	24	26	30	24

都道府県別では、死者数が多かったのは、①東京都

別表 全国の交通事故死者数の推移



警察庁がまとめた令和6年中の全国の交通事故死者数は2,663人で、前年より15人減少し、対前年比で2年ぶりに減少しました。このうち、65歳以上の高齢者は1,513人で、全体の56.8%を占めています。

## 全国の交通事故死者 前年比2年ぶりに減少!

警察庁

## 車検を有効期間満了日2か月前から受けられるのは 令和7年4月1日からです!

東北運輸局山形運輸支局

残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査を受けられる期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「1か月前」と規定されていましたが、令和7年4月1日から「2か月前」となります。

ただし・・・

今年度末に限っては過渡期のため、

例えば、車検証の有効期間満了日が令和7年5月15日の自動車が、令和7年3月中に車検を受けると残っていた車検期間が「短縮」されます!!

### 【2年車検の例】

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年3月31日	令和9年3月30日

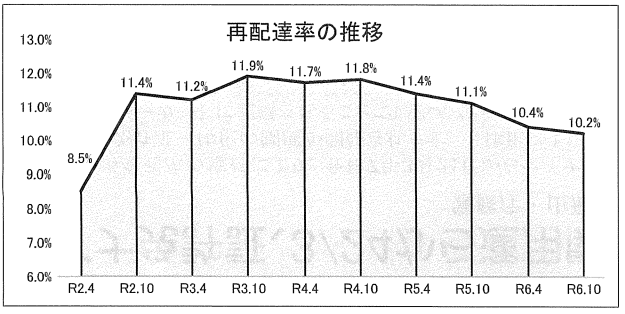
有効期間短縮!

4月1日以降に車検を受けると・・・

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年4月1日	令和9年5月15日

国土交通省では、トラックドライバーの人手不足が深刻化する中、再配達の削減を図るため、宅配ボックスや置き配をはじめ多様な方法による受取を推進しており、これらの成果を継続的に把握すること等を目的として、宅配便の再配達率のサンプリング調査を年2回(4月・10月)実施しています。

令和6年10月の宅配便再配達率は約10.2%で、前年同月(約11.1%)と比べて約0.9ポイント減、本年4月(約10.4%)と比べて0.2ポイント減となりました。



## 自賠償保険料 令和7年度は据え置き

金融庁は、1月10日開催された自動車損害賠償責任自賠償保険料率決定会、令和7年度の保険料について、令和6年度と同額に据え置くことを決定しました。保険料収入と保険金支払いの収支がほぼ

2年契約の保険料 (沖縄県及び離島を除く)		備考
	令和7年4月～	
自家用乗用自動車	17,650円	改定なし
検査対象軽自動車	17,510円	
1-輪車 (250cc以下)	8,760円	
1-輪車 (125cc超～250cc以上)	8,920円	
原動機付自転車 (125cc以上)	8,560円	
特定小型原動機付自転車	8,940円	

国土交通省では、トラックドライバーの人手不足が深刻化する中、再配達の削減を図るため、宅配ボックスや置き配をはじめ多様な方法による受取を推進しており、これらの成果を継続的に把握すること等を目的として、宅配便の再配達率のサンプリング調査を年2回(4月・10月)実施しています。

## 宅配便の再配達率はわずかに減少 令和6年10月の 再配達率約10.2%

国土交通省

# マイナ免許証、3/24から運用開始!

警察庁・山形県警察

改正道路交通法の施行により、令和7年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証一体化の制度が始まります。一体化により免許情報がマイナンバーカードに記録されることによる様々なメリットがあります。

### ◇メリット1～住所変更等がラクに!～

氏名、住所の変更は自治体に届けるだけで完了!免許センター等での変更手続きが不要になります。

### ◇メリット2～オンライン更新時講習が受講可能に!～

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

- ・優良運転者講習
- ・一般運転者講習

### ◇メリット3～住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長!～

住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新(経由地更新)が迅速化(即日完了)されます。

- ・優良運転者講習
- ・一般運転者講習

### ◇メリット4～更新手数料がお安く!～

マイナ免許証は現免許証と比べて更新手数料が安くなります。

### 免許証は選べる3タイプ

- ①引き続き現免許証のみ
- ②マイナ免許証のみ(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
- ③両方(①と②)

### マイナ免許証を希望する方は

- ①運転免許センター等で手続きが可能ですが、6～16桁の署名用電子証明書暗唱番号を予め準備してください
- ②免許情報の確認は専用アプリで確認できます。

### お知らせ

運用開始日前日の令和7年3月23日(日)は全国一斉閉庁日(全ての免許関係手続の運用停止)となります。

### 【お問い合わせ先】

山形県警察本部交通部運転免許課  
電話番号: 023(655)2150

# ～山形運輸支局からのお知らせ～ 年度末の自動車の登録手続はお早めに!

例年、2月から3月は、自動車の登録(新規登録、名義変更、住所変更、廃車等)手続きが集中して、窓口が大変混雑し、申請者の方には長時間お待ちいただく状態となっております。また、電話による問い合わせも多くなり、電話が繋がりにくくなるなど、ご不便をお掛けしています。

問い合わせの多くは、手続きに必要な書類や記載方法などですが、当支局のホームページや専用電話などをご利用いただき、混雑緩和にご協力をお願いします。また、登録等の手続窓口開庁時間は下記のとおりですので、時間内での手続についてもご協力をお願いします。



### ★ホームページの利用

(<http://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/ yg/ yg-index.html>)

譲渡証明書・委任状などの様式は、ホームページからダウンロードすることができます。「山形運輸支局」→「様式ダウンロード」→「自動車の登録」へ進むと、様式等がダウンロードできます。

### ★専用電話の利用

繁忙期の混雑緩和対策として、オペレータが応答する専用電話「ヘルプデスク」を設置し、登録手続きの案内を行っております。

○電話番号 ・山形運輸支局 050-5540-2013

・市内自動車検査登録事務所 050-5540-2014

○オペレータの案内時間 開庁日の8:30から17:15まで

○自動音声による案内時間 24時間ご利用いただけます。

### ★登録手続窓口開庁時間

登録手続は開庁日(平日)の下記時間となります。下記時間以外は受付等行えませんのでご注意ください。

○午前 8:45～11:45 ○午後 13:00～16:00

# 令和7年度 「道路ふれあい月間」 推進標語募集!

国土交通省



国土交通省では、毎年8月を道路ふれあい月間として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等各種活動を特に推進してまいりますが、この一環として、令和7年度道路ふれあい月間推進標語を広く一般から募集しています。  
◆募集テーマ  
道路は生活向上と経済の発展に欠くことのできない国民共有の、つまりあなたの財産です。みんなが道路と親しくふれあい、常に広く美しく、安全に、共に楽しく利用し、次世代に受け継いでいきましょう。



R7標語募集ページ R6標語活用例

◆応募資格  
小学生以上の方から応募できます。  
令和7年3月21日(金)まで(当日必着)

◆応募期間  
令和7年3月21日(金)まで(当日必着)

◆応募方法など詳しくは国土交通省の専用ページで確認ください。

◆表彰  
国土交通省から賞状及び盾を贈呈いたします。

◆応募方法など詳しくは国土交通省の専用ページで確認ください。

# 12月の県内新車新規登録・届出台数 ☆12月総合計で13.1%減(3ヶ月連続減少)

東北運輸局

山形県の12月における新車新規登録・届出台数は総合計3,244台で前年同月比13.1%減と3ヶ月連続の減少となりました。

○登録自動車は合計で10.7%の減で2ヶ月連続の減少、乗用車全体も8.2%減で2ヶ月連続の減少となりました。うち普通車が2.6%減で4ヶ月ぶりに減少、小型車は17.5%の減で12ヶ月連続の減少となっています。貨物

登録自動車	乗用	普通	6年12月	前年同月	増減	率
			台数	台数	台数	%
乗用	普通	1,039	1,067	▲28	▲2.6	
	小型	524	635	▲111	▲17.5	
貨物	普通	186	253	▲67	▲26.5	
	その他	81	95	▲14	▲14.7	
計		1,830	2,050	▲220	▲10.7	
軽自動車		1,398	1,650	▲252	▲15.3	
小型二輪車		16	34	▲18	▲52.9	
総合計		3,244	3,734	▲490	▲13.1	

注1) 乗用車・普通は3ナンバー、乗用車・小型は5ナンバー、貨物車は1又は4ナンバー、その他はバス、特殊用途車等である。  
注2) 軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値

# ☆2年ぶりに5万台へ届かず

東北運輸局

山形県の令和6年における新車新規登録・届出台数は、別表のとおり総合計が46,410台と2年ぶりに5万台を割り込み、前年比で5,110台(9.9%)の減少となりました。

前年との比較では、登録自動車の合計で10.5%の減少、乗用車全体では9.9%の減少となっており、うち普通車が2.5%の減少、小型車が20.1%の減少となっています。貨物車全体では17.4%の減少、その他のバス、特殊等

登録自動車	乗用	普通	R2	R3	R4	R5	令和6年
			台数	台数	台数	台数	台数
乗用	普通	10,764	11,278	10,973	14,513	14,149	▲364 (▲2.5)
	小型	12,856	10,783	10,098	10,580	8,456	▲2,124 (▲20.1)
貨物	普通	2,975	3,243	2,677	3,142	2,594	▲548 (▲17.4)
	その他	907	1,051	857	968	947	▲21 (▲2.2)
計		27,302	26,355	24,605	29,203	26,146	▲3,057 (▲10.5)
軽自動車		20,321	20,007	20,296	21,753	19,816	▲1,937 (▲8.9)
小型二輪車		307	398	489	564	448	▲116 (▲20.6)
総合計		47,930	46,760	45,390	51,520	46,410	▲5,110 (▲9.9)

注1) 乗用車・普通は3ナンバー、乗用車・小型は5ナンバー、貨物車は1又は3ナンバー、その他はバス、特殊用途車である。  
注2) 軽自動車については、軽自動車検査協会調べの速報値